健康福祉委員会令和3年12月15日福祉部 資料82番所管 蒲田生活福祉課

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の取扱いの変更について

令和3年7月から支給している生活困窮者世帯を対象とした、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、厚生労働省からの通知に基づき次のとおり取扱いを一部変更する。

1 変更内容

項目	変更後	変更前
対象者	令和4年1月以降は、これま	社会福祉協議会が実施する
	での対象者に加え、社会福祉協	「総合支援資金の再貸付」を借
	議会が実施する緊急小口資金	り終わった世帯、又は、「総合
	及び総合支援資金(初回)の貸	支援資金の再貸付」が不承認と
	付が終了した世帯も対象とす	なった世帯とする。
	る。	
求職活動等の要件	令和4年1月以降は、これま	公共職業安定所に求職の申
	での公共職業安定所に加え、無	込みをし、常用就職による就職
	料職業紹介事業を行う特定地	を目指し、職業相談等の求職活
	方公共団体又は地方公共団体	動を行う。
	の委託を受けて無料の職業紹	
	介を行う職業紹介事業者での	
	職業相談等の求職活動につい	
	ても対象とする。	
申請受付	△チn 4 左 2 日 21 □	△ €11 日 20 日
終了日	令和4年3月31日 	令和3年11月30日
支給期間	3 か月	0.3.1
	(期間中一度に限り再申請可)	3 か月